

第一回議院 法務委員会

第十九号

(五五)

第四回議院

法務

委員会

議錄

第十九号

昭和三十七年四月十九日(木曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事稻葉 修君 理事林

理事牧野 寛素君 理事坪野

理事松井 誠君

井村 重雄君

上村千一郎君

岸本 義廣君

阿部 五郎君

田中織之進君

出席國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

出席政府委員

検査官 濱本 一夫君

委員外の出席者

専門員 小木 貞一君

同月十三日

委員渡邊良夫君辞任につき、その補欠として池田清志君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員渡邊良夫君辞任につき、その補欠として帆足計君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中織之進君辞任につき、その補欠として帆足計君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日

委員鈴木義男君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員田中織之進君辞任につき、その補欠として東海林穂君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員田中織之進君辞任につき、その補欠として東海林穂君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員東海林穂君辞任につき、その補欠として田中織之進君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日

委員池田清志君辞任につき、その補欠として渡邊良夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員渡邊良夫君辞任につき、その補欠として池田清志君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員渡邊良夫君辞任につき、その補欠として渡邊良夫君が議長の指名で委員に選任された。

同外四件 (内藤隆君紹介)(第三三〇四号)	同外十三件 (富田健治君紹介)(第三四八一號)
同外二十三件 (羽田武嗣郎君紹介)(第三三一〇五号)	同 (永山忠則君紹介)(第三四八二號)
同外三百七十五件 (福田一君紹介)(第三三一三六号)	同 (福田赳夫君紹介)(第三四八三號)
同外四件 (高田正信君紹介)(第三三三五号)	同 (高田富與君紹介)(第三四〇八號)
同外四件 (鶴牛九夫君紹介)(第三三二一〇号)	同 (鶴牛九夫君紹介)(第三三二一〇號)
同外九件 (中村幸八君紹介)(第三二三三号)	同 (千葉三郎君紹介)(第三三二八三號)
同外二件 (入田貞義君紹介)(第三三三四号)	同 (入田貞義君紹介)(第三三三五號)
同外九十二件 (池田清志君紹介)(第三三四〇五号)	同 (池田清志君紹介)(第三三二八一號)
同外三十四件 (小澤太郎君紹介)(第三三二三〇号)	同 (小澤太郎君紹介)(第三三二三〇號)
同外二件 (大村清一君紹介)(第三二三一号)	同 (永山忠則君紹介)(第三三三三六號)
同外二件 (瀧田正信君紹介)(第三二三一號)	同 (永山忠則君紹介)(第三三三三六號)
同外二件 (千葉三郎君紹介)(第三三二八二号)	同 (愛知揆一君紹介)(第三五一四號)
同外二件 (千葉三郎君紹介)(第三三二八三号)	同 (池田清志君紹介)(第三五五五五號)
同外二件 (坂田道太君紹介)(第三三二八四号)	同 (小山長規君紹介)(第三五五六六號)
同外二件 (柳谷清三郎君紹介)(第三三二八五号)	同 (柳谷清三郎君紹介)(第三七三三九號)
同外二件 (田中伊三次君紹介)(第三三二八六号)	同 (福家俊一君紹介)(第三七八三八號)
同外二件 (志賀義雄君紹介)(第三三二八七号)	同 (福家俊一君紹介)(第三七八三九號)
同外二件 (谷口善太郎君紹介)(第三三二八八号)	同 (福家俊一君紹介)(第三七八七六號)
同外二件 (渡海元三郎君紹介)(第三三二八九号)	同 (加藤常太郎君紹介)(第三二九四五號)
同外二件 (小島徹三君紹介)(第三三二九〇号)	同 (小島徹三君紹介)(第三二九四五號)
同外二件 (日野吉夫君紹介)(第三三二九一号)	同 (日野吉夫君紹介)(第三二九四五七號)
同外二件 (林博君紹介)(第三三二九二号)	同 (保利茂君紹介)(第四〇六二號)
同外二件 (日野吉夫君紹介)(第三三二九三号)	同 (日野吉夫君紹介)(第三三二九四號)
同外二件 (日野吉夫君紹介)(第三三二九四号)	同 (日野吉夫君紹介)(第三三二九五號)
同外二件 (日野吉夫君紹介)(第三三二九五号)	同 (日野吉夫君紹介)(第三三二九六號)
同外二件 (日野吉夫君紹介)(第三三二九六号)	同 (山中日露史君紹介)(第三三七九四號)
同外二件 (日野吉夫君紹介)(第三三二九七号)	同 (山中日露史君紹介)(第三三七九五號)
同外二件 (日野吉夫君紹介)(第三三二九八号)	同 (青森地方法務局市野沢出張所存置に關する請願)(三浦一雄君紹介)(第三三九四號)
同外二件 (日野吉夫君紹介)(第三三二九九号)	同 (政治的暴力行為防止法案反対に関する請願)(天野公義君紹介)(第三三九四號)
同外二件 (日野吉夫君紹介)(第三三三〇一號)	同 (政治的暴力行為防止法案反対に関する請願)(山崎始男君紹介)(第三三九四號)
同外十一件 (白井莊一君紹介)(第三三三〇二號)	
同外十一件 (賀屋興宣君紹介)(第三三三〇三號)	
同外十一件 (小泉純也君紹介)(第三三三〇三三號)	

同月九日	民主的秩序維持法案提出反対に関する請願
------	---------------------

八号)	る請願外四件 (稻村隆一君紹介)(第三三六六七號)
	皇室の尊嚴をおかす者を処罰する法律の制定に関する請願外九件 (宮澤胤勇君紹介)(第三六六八號)
	同 (正力松太郎君紹介)(第三七三三號)
	同 (柳谷清三郎君紹介)(第三七三三九號)
	同 (福家俊一君紹介)(第三七九三號)
	同 (柳谷清三郎君紹介)(第三七八三八號)
	同 (福家俊一君紹介)(第三七八三九號)
	同 (柳谷清三郎君紹介)(第三七八七六號)
	同 (加藤常太郎君紹介)(第三二九四五號)
	同 (小島徹三君紹介)(第三二九四五號)
	同 (日野吉夫君紹介)(第三二九四五七號)
	同 (保利茂君紹介)(第四〇六二號)
	同 (日野吉夫君紹介)(第三三二九四號)
	同 (日野吉夫君紹介)(第三三二九五號)
	同 (日野吉夫君紹介)(第三三二九六號)
	同 (山中日露史君紹介)(第三三七九四號)
	同 (山中日露史君紹介)(第三三七九五號)
	同 (青森地方法務局市野沢出張所存置に關する請願)(三浦一雄君紹介)(第三三九四號)
	同 (政治的暴力行為防止法案反対に関する請願)(天野公義君紹介)(第三三九四號)
	同 (政治的暴力行為防止法案反対に関する請願)(山崎始男君紹介)(第三三九四號)

同月十八日	皇室の尊嚴をおかす者を処罰する法律の制定に関する請願外一件 (青木正君紹介) (第四〇九八号)
	同外一件 (筒牛丸夫君紹介) (第四〇九九号)
	同 (富田健治君紹介) (第四一〇〇号)
	同外五件 (荒松清十郎君紹介) (第四一八二号)
	同外三十二件 (古川丈吉君紹介) (第四一八三号)
	同 (瀬戸山三男君紹介) (第四一八四号)
	同外一件 (米田吉盛君紹介) (第四一八五号)
	同 (瀬戸山三男君紹介) (第四一八六号)
	同外四件 (鳴田宗一君紹介) (第四一二号)
	同 (竹下登君紹介) (第四一二五号)
	同外八件 (福田赳夫君紹介) (第四一二五号)
	同 (中村高一君紹介) (第四一二五号)
	同 (畠山正吾君紹介) (第四一二五号)
	同外二件 (山中吾郎君紹介) (第四一二六号)
	同外七件 (板川正吾君紹介) (第四一二五号)
	同 (畠山正吾君紹介) (第四一二五号)
	同 (畠山正吾君紹介) (第四一二五号)
	同 (畠山正吾君紹介) (第四一二五号)
	同外十三件 (藤原節夫君紹介) (第四一二五五号)
	同外六十一件 (牧野寛索君紹介) (第四一二五五号)
	同外五件 (松永東君紹介) (第四一二七四号)
	同外十六件 (松山千恵子君紹介) (第四一二七五号)
	同外三十五件 (伊藤五郎君紹介) (第四一二九号)
	同 (小川半次君紹介) (第四一二九号)
	同 (床次徳二君紹介) (第四一二九号)
	裁判所の代行書記官等制度廃止に関する請願外九件 (坪野米男君紹介) (第四一二九号)
	同外一件 (山中日露史君紹介) (第四一二九号)
	同外五件 (坪野米男君紹介) (第四一二九号)
	法の施行に伴う関係法律の整理等に関する請願外九件 (坪野米男君紹介) (第四一二九号)

する法律案の両案を一括議題といたします。  
 質疑を継続いたします。坪野米男君。  
 ○坪野委員 大臣が見えたら、大臣に少し基本的なことをお尋ねしたいと思つておりますが、局長がおいでありますから、逐条的にいろいろ細部についてお尋ねをし、教えていただきたいと考えるわけあります。

行政事件訴訟法案の方は、基本的な問題点についての質問は大体出ておりましたが、その外規定が整理法案でございました。たゞ若干細部について問題点の質問を私自身も持つておるわけでございます。たゞ整理法案が出て参りました、これとの関連で、訴訟法案で問題になつておきました。たゞ、それは訴願前置主義の例外を認める、その例外規定が整理法案でないぶんのかん出でてくるのじやないかといふことは予想されておりました。整理法案の中では相当数の例外規定が出てきておるということ、また出訴期間が現行法よりも短縮されたという点についていろいろ問題があつたわけであります。が、この点についても、整理法案でその例外なり特例が若干出てきておるようですが、もう少し詳しくお尋ねしたいと思つております。

最初にお尋ねしたいのは、訴願前置主義の例外規定を整理法案の中で相当数規定されておるわけござりますが、これについて、整理法案の提案の逐条説明の中で、類別的には一応説明はなされておるようですが、個々の法律についての説明が必ずしも十分伺えないわけであります。そこで最初に、この訴願前置主義をとる必要があ

るということで、今ここに整理法案の中でどれくらい出ておりますか、相当数あるわけでありますけれども、この整理法案を立案されるに際して、政府部内でどの程度の、行政法規の中で訴願前置主義の例外を設けてくれといふ要望があつて、そのうち、この整理法だけにしばられたのであるかと、そこでだけにしかねないといふ要望があつて、そのうち、この整理法の結果例外を認めるべきものとして、整理法に盛られました数、それらの数字的な関係は別に資料を残しておらず、せんので、今ここで明らかにすることができないのは、はなはだ遺憾に存ずる次第でございます。

○坪野委員 大体のことでもけつこうですが、約何百とかあるいは何十といふ程度でもけつこうです。

○済本政府委員 ただいま係の者に聞きましたところ、大体の記憶でありますと、行政庁から出てきた要求は二百くらい、それがこの整理法に残つておりますのは五十数個になつたと、いうふうに記憶しております。それで、もう少し詳しくお尋ねしたいと思つております。

○坪野委員 二百数個の要求の中から五十数個にしばられた、こういうことございますが、そのしばつた理論的な根拠はどういうことでしょうか。

○済本政府委員 その点につきましては、しばしばこれまで御質疑に対してお答えしております。よく、あくまでも私どもの方では、法制審議会において論議となりまして、大体結論として持つておきました。大量的にされる処分、それから専門技術事項にわたる処分、それから裁決が第三者構成によって行政庁から独立した形で裁決をされる処分、こういったものに厳重に該当するかどうかということを審査した上で、行政庁の要求を押えたものであります。

○坪野委員 そういたしますと、あくまで本法の方の原則で並行主義をとらじめ、その立案の過程で各行政部局から出てきた意見と、それからここに現われた改正案との数的な比較を、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○済本政府委員 立案過程において行政から要求があつた数、そのうち折衝の結果例外を認めるべきものとして整理法に盛られました数、それらの数は本委員会に付託されました。

四月六日

司法関係予算増額に関する陳情書 (東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番地日本弁護士連合会長山崎佐) (第六八三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

行政事件訴訟法案 (内閣提出第四三二号)

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案 (内閣提出第一三五号)

この恩給法の改正で訴願前置の建前をとつておる規定がござりますね。恩給法の一部改正、第一条として十五条ノ二を追加する。この恩給法の一部改正をして訴願前置の建前をとつたという理由について、一つ御説明を願いたいと思います。

○済本政府委員 この恩給法の改正による訴願前置を認めた理由は、三つの基準のうちの大半になされる処分といふ考え方でござります。

○坪野委員 その大量的になされる処分という意味が、並行主義をとつては工合が悪いので、どうしても訴願前置をやらした方が行政運営上スムーズにいいといふのだという、その大量的処分がなされるという意味がちょっとよくわからないのですが、その点もう少し詳しく御説明願えませんか。

○濱本政府委員 私どもの、大量的になされる処分を例外として訴願前置を認めると、いう考え方の基礎になりますのは、その他の二項と多少趣旨を異にしまして、大量的になれるものでありますために、これを並行主義にいたしまして、大量的になれるものでありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の分がなされるといふ意味がちょっとよくわからぬのですが、その点もう少しうまく説明願えませんか。

○坪野委員 私どもの、大量的になされる処分を例外として訴願前置を認めると、いう考え方の基礎になりますのは、その他の二項と多少趣旨を異にしまして、大量的になれるものでありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

人たちにとれば、やはり個別的な処分でありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

苦しむのですが、私の言う大量的処分といふ理解の仕方はそれで正しいんでございましょうか。たとえば税法なんかと同じ考え方、これも課税処分といふものが国民大衆に大量的になれておりますために、これを並行主義にいたしまして、大量的になれるものでありますから、大量的処分の場合には、訴願を訴願手続きでやらす場合には、乱

訴願の審査によって争点が裁判所の審査に適するように、前置段階で整理された形で訴訟を持ち込まれるということがいろいろな意味で行政の経済にもなれば、また訴訟の経済にもなるといふ見地から、こういった基準が設けられたものと考えておるのであります。訴訟経済にあるいは行政経済にも適するという考え方からこれを例外の一つと認めたものであります。

○坪野委員 この恩給法十三条第一項に規定する処分の取り消しの訴えですね、これが大量的になされると申しますが、こういふ取り消しの訴えをする当事者にすれば、個別的になされた行政処分です。個別的ななされた行政処分について、自己に対する違法な行政処分の取り消しを求めるといふ点に限つて、そういう観点から見れば——なるほど恩給法に関連した行政处分が大量の人たちに同種の処分がな

されるわけでありますから、その中から違法な処分として取り消しを求める訴訟なりあるいは訴願なりが相当数出でてくるといふ意味では大量的であります。私どもはさよろに今の基準によろが、しかし処分を受けた個々の

合理的な根拠を発見するのにちょっとありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

人たちは、やはり個別的な処分でありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

合理的な根拠を発見するのにちょっとありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

合理的な根拠を発見するのにちょっとありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

合理的な根拠を発見するのにちょっとありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

合理的な根拠を発見するのにちょっとありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

合理的な根拠を発見するのにちょっとありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

合理的な根拠を発見するのにちょっとありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

合理的な根拠を発見するのにちょっとありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

合理的な根拠を発見するのにちょっとありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

合理的な根拠を発見するのにちょっとありますから、大量的処分の場合には、訴願を前置しなければならないといつていいのです。しかし処分を受けた個々の

第一類第三号 法務委員会議録第十九号 昭和三十七年四月十九日

でも最終的に裁判所の判断を求めるといふ、そういう深刻な事件については、訴訟の道を選ぶあります。けれども、あなたがおっしゃる大量的な処分の中で、そういう本質的な問題でない、数量的な、税法でいえば課税の額を争う、というような数量的な問題——一か八かと言いますか、一切か無かといふような深刻な権利争いの場合であれば、訴訟にいく場合が多いと思いますが、そこでなしに、数量的な争いの場合には、訴願の道があれば、費用もかかる、ひまも比較的かからないといったことで、訴願を選ぶ、ということもあり得るのではないか。私は、国民大衆の立場からすれば、自由にしてやつても選ぶのではないかと思う。訴訟が許されたからといって、もう何もかも訴訟を持っていくということは、むしろ現実の裁判制度の現状からしまして、そういうことはちょっとと考えられて、そういうこととはちよつと考へられない。ひまも比較的かからないことが多い、訴願を選び、いうところには、訴願に対する審査に対して不信の念を持つ者は、直ちに訴訟に訴えてくるといふことはあり得るわけです。しかし、通常税法とかこういった関係の争いは、直ちに訴訟に持ち込むというよりも、並行主義をとつておれば、むしろ現実の裁判制度の現状からしまして、そのために訴願前置主義の原則がふえて困る、裁判所の今の裁判官の能力で消化し切れないという可能性は、それは仮定の問題としては、かとと思うのです。特に今のような訴願前置の原則が掲げられておりましても、現実に私たちがこの訴願前置主義の原則を切り抜ける方法としては、訴願を出すと同時に、同日付で訴訟を出す、それは例外規定があつて許される。正当な理由があるのだという理由で訴訟を出しまして、三ヵ月間たてばもう——またそいつた事件でありますから、三ヵ月以内に裁決がなされるという場合がほとんどないわけです。ある場合

もありますけれども、少ないのであります。三ヵ月たてば、もうその訴願前置が進行する。三ヵ月待つて訴訟を出すよりも、訴願提起と同時に訴訟を出して、三ヵ月間、相手方に訴状が送達され、訴訟にいく場合が多いと思います。ですから、そういう場合には、訴願前置をはさしたからとなるか、またをあわせて、訴訟の準備をさせ得るといふことで、訴訟進行はかえってその方が早いわけでありまして、私たち専門家から見れば、訴願前置主義の原則があつても、現行法のままでもそんなに大きな不自由を感じておらないわけですが、そこからそういう場合には訴願前置を経て、むしろすべてを合理的にす。ですからこういう規定を設けられても、今の行政不服審査法に基づく訴願に対する審査に対して不信の念を持つ者は、直ちに訴訟に訴えてくるといふことはあり得るわけです。しかし、通常税法とかこういった関係の争いは、直ちに訴訟に持ち込むというよりも、並行主義をとつておれば、むしろ現実の裁判制度の現状からしまして、まさに今言いました並行的に出す場合もありましょし、順序として訴願を先にやつてみると、ということ私は多くあり得ると思うわけでありまして、訴願前置の原則をはずしたら全部訴訟になつてしまふという可能性——抽象的現実の裁判制度の現状からしまして、そのために訴願をとらえておつても、そのために訴訟がふえて困る、裁判所の今の裁判官の能力で消化し切れないという可能性は、それが假定の問題としては、なかなか不安はないのではないかではないかと思ふのです。特に今のような訴願前置の原則が掲げられておりましても、現実に私たちがこの訴願前置主義の原則を切り抜ける方法としては、訴願を出すと同時に、同日付で訴訟を出す、それは例外規定があつて許される。正当な理由があるのだという理由で訴訟を出しまして、三ヵ月間たてばもう——またそいつた事件でありますから、三ヵ月以内に裁決がなされるという場合がほとんどないわけです。ある場合

もありますけれども、少ないのであります。三ヵ月たてば、もうその訴願前置が進行する。三ヵ月待つて訴訟を出すよりも、訴願提起と同時に訴訟を出して、訴訟にいく場合が多いと思います。ですから、そういう場合には訴願前置をはさしたからとなるか、またをあわせて、訴訟の準備をさせ得るといふことで、訴訟進行はかえってその方が早いわけでありまして、私たち専門家から見れば、訴願前置主義の原則があつても、現行法のままでもそんなに大きな不自由を感じておらないわけですが、そこからそういう場合には訴願前置を経て、むしろすべてを合理的にす。ですからこういう規定を設けられても、今の行政不服審査法に基づく訴願に対する審査に対して不信の念を持つ者は、直ちに訴訟に訴えてくるといふことはあり得るわけです。しかし、通常税法とかこういった関係の争いは、直ちに訴訟に持ち込むというよりも、並行主義をとつておれば、むしろ現実の裁判制度の現状からしまして、まさに今言いました並行的に出す場合もありましょし、順序として訴願を先にやつてみると、ということ私は多くあり得ると思うわけでありまして、訴願前置の原則をはずしたら全部訴訟になつてしまふという可能性——抽象的現実の裁判制度の現状からしまして、そのために訴願をとらえておつても、そのために訴訟がふえて困る、裁判所の今の裁判官の能力で消化し切れないという可能性は、それが假定の問題としては、なかなか不安はないのではないかではないかと思ふのです。特に今のような訴願前置の原則が掲げられておりましても、現実に私たちがこの訴願前置主義の原則を切り抜ける方法としては、訴願を出すと同時に、同日付で訴訟を出す、それは例外規定があつて許される。正当な理由があるのだという理由で訴訟を出しまして、三ヵ月間たてばもう——またそいつた事件でありますから、三ヵ月以内に裁決がなされるという場合がほとんどないわけです。ある場合

もありますけれども、少ないのであります。三ヵ月たてば、もうその訴願前置が進行する。三ヵ月待つて訴訟を出すよりも、訴願提起と同時に訴訟を出して、訴訟にいく場合が多いと思います。ですから、そういう場合には訴願前置をはさしたからとなるか、またをあわせて、訴訟の準備をさせ得るといふことで、訴訟進行はかえってその方が早いわけでありまして、私たち専門家から見れば、訴願前置主義の原則があつても、現行法のままでもそんなに大きな不自由を感じておらないわけですが、そこからそういう場合には訴願前置を経て、むしろすべてを合理的にす。ですからこういう規定を設けられても、今の行政不服審査法に基づく訴願に対する審査に対して不信の念を持つ者は、直ちに訴訟に訴えてくるといふことはあり得るわけです。しかし、通常税法とかこういった関係の争いは、直ちに訴訟に持ち込むというよりも、並行主義をとつておれば、むしろ現実の裁判制度の現状からしまして、まさに今言いました並行的に出す場合もありましょし、順序として訴願を先にやつてみると、ということ私は多くあり得ると思うわけでありまして、訴願前置の原則をはずしたら全部訴訟になつてしまふという可能性——抽象的現実の裁判制度の現状からしまして、そのために訴願をとらえておつても、そのために訴訟がふえて困る、裁判所の今の裁判官の能力で消化し切れないという可能性は、それが假定の問題としては、なかなか不安はないのではないかではないかと思ふのです。特に今のような訴願前置の原則が掲げられておりましても、現実に私たちがこの訴願前置主義の原則を切り抜ける方法としては、訴願を出すと同時に、同日付で訴訟を出す、それは例外規定があつて許される。正当な理由があるのだという理由で訴訟を出しまして、三ヵ月間たてばもう——またそいつた事件でありますから、三ヵ月以内に裁決がなされるという場合がほとんどないわけです。ある場合

もありますけれども、少ないのであります。三ヵ月たてば、もうその訴願前置が進行する。三ヵ月待つて訴訟を出すよりも、訴願提起と同時に訴訟を出して、訴訟にいく場合が多いと思います。ですから、そういう場合には訴願前置をはさしたからとなるか、またをあわせて、訴訟の準備をさせ得るといふことで、訴訟進行はかえってその方が早いわけでありまして、私たち専門家から見れば、訴願前置主義の原則があつても、現行法のままでもそんなに大きな不自由を感じておらないわけですが、そこからそういう場合には訴願前置を経て、むしろすべてを合理的にす。ですからこういう規定を設けられても、今の行政不服審査法に基づく訴願に対する審査に対して不信の念を持つ者は、直ちに訴訟に訴えてくるといふことはあり得るわけです。しかし、通常税法とかこういった関係の争いは、直ちに訴訟に持ち込むというよりも、並行主義をとつておれば、むしろ現実の裁判制度の現状からしまして、まさに今言いました並行的に出す場合もありましょし、順序として訴願を先にやつてみると、ということ私は多くあり得ると思うわけでありまして、訴願前置の原則をはずしたら全部訴訟になつてしまふという可能性——抽象的現実の裁判制度の現状からしまして、そのために訴願をとらえておつても、そのために訴訟がふえて困る、裁判所の今の裁判官の能力で消化し切れないという可能性は、それが假定の問題としては、なかなか不安はないのではないかではないかと思ふのです。特に今のような訴願前置の原則が掲げられておりましても、現実に私たちがこの訴願前置主義の原則を切り抜ける方法としては、訴願を出すと同時に、同日付で訴訟を出す、それは例外規定があつて許される。正当な理由があるのだという理由で訴訟を出しまして、三ヵ月間たてばもう——またそいつた事件でありますから、三ヵ月以内に裁決がなされるという場合がほとんどないわけです。ある場合

もありますけれども、少ないのであります。三ヵ月たてば、もうその訴願前置が進行する。三ヵ月待つて訴訟を出すよりも、訴願提起と同時に訴訟を出して、訴訟にいく場合が多いと思います。ですから、そういう場合には訴願前置をはさしたからとなるか、またをあわせて、訴訟の準備をさせ得るといふことで、訴訟進行はかえってその方が早いわけでありまして、私たち専門家から見れば、訴願前置主義の原則があつても、現行法のままでもそんなに大きな不自由を感じておらないわけですが、そこからそういう場合には訴願前置を経て、むしろすべてを合理的にす。ですからこういう規定を設けられても、今の行政不服審査法に基づく訴願に対する審査に対して不信の念を持つ者は、直ちに訴訟に訴えてくるといふことはあり得るわけです。しかし、通常税法とかこういった関係の争いは、直ちに訴訟に持ち込むというよりも、並行主義をとつておれば、むしろ現実の裁判制度の現状からしまして、まさに今言いました並行的に出す場合もありましょし、順序として訴願を先にやつてみると、



ろん至上のものであつてしかるべきでありますけれども、それは絶無とは言えない。しかしながら、その場合、それが非常に行政上公共多数の福祉に関するといふ場合には、やはりこちらの見解を異にしている場合に、かりにその取り消しがいつまでも有効で裁判の結果を待たなければならぬといふことになると、行政処分の意義をなくしてしまうおそれがあるといふような場合も、これはあり得るのではないかと、いうふうに考えられますので、この最悪の場合を考えて、行政の可得の限り緩和を期していきたい、こういふところにわれわれの考えておる主眼があります。

○松井(誠)委員 私も、裁判官は別に神様ではございませんから、間違うことがあり得るということを認めないわけではありません。しかし、そこまであらんございません。しかし、それがといつて行政官が神様でない以上、行政官もやはり間違うことがあります。従つて、今までの説明では少しも説明になつていなかつたのである。従つて、この問題につきましての、異議を申し立てをしたからといって、行政処分そのものが決定的にすつとそのまま生きていいくのが決して間違う可能性があるから、行政官がチェックするなどいうことがありますと、行政官は間違う可能性がないんだ、そういう前提でなければ意味をなさないと思ふ。しかし、現実にはやはり行政官も間違う可能性はあるわけです。従つて、間違う可能性のある者同士がこの制度を運用していく福がある期間阻害される。その阻害されることによる混乱その他福祉の侵害になります。ただ裁判所側の行政処分取り消しによって、行政上考えておる公共の害されることを防いで、こう、ここに書かれることを防いで、こう、このことによつて、あるのであります。結局は裁判所が福がある間に優位に立つて、そして各自の判断で真相を明らかにして判決を下すといふことになるのですから、仰せのようないふ制度による以外にないのではないか。ところがこの制度は、御承知のように異議を申し立てさえすれば、よう十分私はできる、こう思いま

す。

と、執行停止といふものは効力を失つてしまふ。異議といふものには、それが非常に行政上公共多数の福祉に関するといふ場合には、やはりこちらの見解を異にしている場合に、かりにその取り消しがいつまでも有効で裁判の結果を待たなければならぬといふことになると、行政処分の意義をなくしてしまうおそれがあるといふような場合も、これはあり得るのではないかと、いうふうに考えられますので、この最悪の場合を考えて、行政の可得の限り緩和を期していきたい、こういふところにわれわれの考えておる主眼があります。

○植木(誠)委員 私も、裁判官は別に神様ではございませんから、間違うことがあり得るといふことを認めないわけではありません。しかし、そこまであらんございません。しかし、それがといつて行政官が神様でない以上、行政官もやはり間違うことがあります。従つて、今までの説明では少しも説明になつていなかつたのである。従つて、この問題につきましての、異議を申し立てをしたからといって、行政処分そのものが決定的にすつとそのまま生きていいくのが決して間違う可能性があるから、行政官がチェックするなどいうことがありますと、行政官は間違う可能性がないんだ、そういう前提でなければ意味をなさないと思ふ。しかし、現実にはやはり行政官も間違う可能性はあるわけです。従つて、間違う可能性のある者同士がこの制度を運用していく福がある間に優位に立つて、そして各自の判断で真相を明らかにして判決を下すといふことになるのですから、仰せのようないふ制度による以外にないのではないか。ところがこの制度は、御承知のように異議を申し立てさえすれば、よう十分私はできる、こう思いま

す。

と、執行停止といふものは効力を失つてしまふ。異議といふものには、それが非常に行政上公共多数の福祉に関するといふ場合には、やはりこちらの見解を異にしている場合に、かりにその取り消しがいつまでも有効で裁判の結果を待たなければならぬといふことになると、行政処分の意義をなくしてしまうおそれがあるといふような場合も、これはあり得るのではないかと、いうふうに考えられますので、この最悪の場合を考えて、行政の可得の限り緩和を期していきたい、こういふところにわれわれの考えておる主眼があります。

○松井(誠)委員 議論がこまかくなり

ますから大臣にお尋ねするのは適當でないと思いますけれども、今の場合、なるほど執行停止という問題に限つての行政官の権限ではござりますけれども、しかし、執行停止ができなければ行政訴訟を起こした意味がないといふ、そういう場合が往々にしてあるわけです。従つて、執行停止といふのは、そのものをチエックされれば行政訴訟そのものがほとんどもう実効を持たないといふ、そういう場合が相当あるわけです。そういう意味では、単に訴訟の政官も決して万能ではないわけです。それにもかかわらず、万能であるかのなぜかといふことをお尋ねしているわけです。

○植木(誠)委員 その点は、裁判官は万能でない、従つて行政官も万能ではないのではないかということは仰せの通りと私も考えます。従つて、この問題につきましての、異議を申し立てをしたからといって、行政処分そのものが決定的にすつとそのまま生きていいくのではなくして、訴訟そのものは御承認のようにもちろん進行するのであります。ただ裁判所側の行政処分取り消しによって、行政上考えておる公共の害されることによる混乱その他福祉の侵害が決して間違う可能性があるから、行政官がチェックするなどいうことがありますと、行政官は間違う可能性がないんだ、そういう前提でなければ意味をなさないと思ふ。しかし、現実にはやはり行政官も間違う可能性はあるわけです。従つて、間違う可能性のある者同士がこの制度を運用していく福がある間に優位に立つて、そして各自の判断で真相を明らかにして判決を下すといふことになるのですから、仰せのようないふ制度による以外にないのではないか。ところがこの制度は、御承知のように異議を申し立てさえすれば、よう十分私はできる、こう思いま

す。

と、執行停止といふものは効力を失つてしまふ。異議といふものには、それが非常に行政上公共多数の福祉に関するといふ場合には、やはりこちらの見解を異にしている場合に、かりにその取り消しがいつまでも有効で裁判の結果を待たなければならぬといふことになると、行政処分の意義をなくしてしまうおそれがあるといふような場合も、これはあり得るのではないかと、いうふうに考えられますので、この最悪の場合を考えて、行政の可得の限り緩和を期していきたい、こういふところにわれわれの考えておる主眼があります。

○松井(誠)委員 議論がこまかくなり

ますから大臣にお尋ねするのは適當でないと思いますけれども、やはり行政事件訴訟法との関連なしとしませんので、一言お伺いをいたしたいのですが、それが非常に行政上公共多数の福祉に関するといふ場合には、やはりこちらの見解を異にしている場合に、かりにその取り消しがいつまでも有効で裁判の結果を待たなければならぬといふことになると、行政処分の意義をなくしてしまうおそれがあるといふような場合も、これはあり得るのではないかと、いうふうに考えられますので、この最悪の場合を考えて、行政の可得の限り緩和を期していきたい、こういふところにわれわれの考えておる主眼があります。

るかもしませんけれども、やはり行政事件訴訟法との関連なしとしませんので、一言お伺いをいたしたいのですが、それが非常に行政上公共多数の福祉に関するといふ場合には、やはりこちらの見解を異にしている場合に、かりにその取り消しがいつまでも有効で裁判の結果を待たなければならぬといふことになると、行政処分の意義をなくしてしまうおそれがあるといふような場合も、これはあり得るのではないかと、いうふうに考えられますので、この最悪の場合を考えて、行政の可得の限り緩和を期していきたい、こういふところにわれわれの考えておる主眼があります。





は、普通の手続、最終判決のどく必ずしも十分慎重なる手続であるかどうかについては、ややそこに急いでやらなければならぬ建前になっておりませんか。従つて、時には見解が違ひ、その見解が、どうしても行政官厅としてこれに承服することができない、それでは公共の福祉が侵されるといふ場合のみ使おう、こういうのであります。

○阿部委員 どうも御答弁は進展しておません。大臣は、この規定が裁判に対して行政権が関与しておるものであることはお認めになつたよう

に、今の御答弁においては承りました。ところが、それは重大やむを得ざるもの、すなわち公共の福祉のためやむを得ざる場合であるからいたしかなり、こうお考えのようであります。裁判所が執行停止を行なう場合においても、被告側に立つておりますの行政处分をした行政官厅、そういうものも十分意見を述べる機会があるのであります。その意見を述べる機会においても、これが取り消された場合、あるいは停止された場合に、公共の福音にいかなる影響があるかといふことを主張する機会はあるのであります。そして、なおかつ裁判所が裁判を下しておる。それを行政権の一片の異議申し立てによって取り消す、これでは裁判の秩序は全く破壊されてしまうように私は思われます。さらにまた裁判の制度の上から申しましても、それに対しても上級裁判所の裁判を求めるところは抗告といふ手続は厳として存在しておるのであります。もし取り消された場合に、すなわち執行を停止された場合に、公共の福音がそこなわれるというのに承服することができない、それで公共の福音が侵されるといふ場合においては、見解が違ひ、その見解が、どうしても行政官厅としてこれに承服することができない、それでは公共の福音が侵されるといふ場合のみ使おう、こういうのであります。

○植木国務大臣 どうも私の説明がまづいため御了解をいただきにくいかもしれませんが、私は第一に御理解願いたいと思いますことは、この総理大臣の異議といふものはめったに行使すべきではない、なるべく行使しない建前でおるので。伝家の宝刀的なものであるといふことで、まずわれわれもそのつもりでこの条文を運用して参りたい、こう思つておるのであります。従つて、いろいろな行政処分を行なわれ、また裁判所によつて執行の停止が行なわれた場合には、何でも、事案の輕重というものを考えずに、政府、行政官厅が都合の悪いときには、すぐこの条文を運用していこうといふうにおどり願いますと、何か裁判権に不当な拘束と申しますか、影響力を与える、あるいは干渉を加えるといふうにおどりになるかもしませんが、そうでない

だということでお考え願いますと、そういう場合はあり得るかといふふうに私は思うのであります。

○阿部委員 御説明を承りましてはあるはずであります。にもかかわらず、なつかつ行政権の、すなわち総理大臣の関与を許さなければならぬほど重要な、重大な、それが私たちは容易に理解しがたいのであります。その点、法務大臣におかれていかにお考えになつておるか承りたいと思ひます。

○植木国務大臣 どうも私の説明がまづいため御了解をいただきにくのかもしれませんが、私は第一に御理解願いたいと思いますことは、この総理大臣の異議といふものはめったに行使すべきではない、なるべく行使しない建前でおるので。伝家の宝刀的なものであるといふことで、まずわれわれもそのつもりでこの条文を運用して参りたい、こう思つておるのであります。従つて、いろいろな行政処分を行なわれ、また裁判所によつて執行の停止が行なわれた場合には、何でも、事案の軽

重といふものを考えて、政府、行政官厅が都合の悪いときには、すぐこの条文を運用していこうといふうにおどり願いますと、何か裁判権に不当な拘束と申しますか、影響力を与える、あるいは干渉を加えるといふうにおどりになるかもしませんが、そうでない場合はあり得るかといふふうに私は思うのであります。

○阿部委員 御説明を承りましてはあるはずであります。にもかかわらず、なつかつ行政権の、すなわち総理大臣の関与を許さなければならぬほど重要な、重大な、それが私たちは容易に理解しがたいのであります。その点、法務大臣におかれていかにお考えになつておるか承りたいと思ひます。

○濱本政府委員 先ほどの、中断いたしました松井委員の御質疑に対してお答え申し上げたいと思います。

当事者訴訟と申しますのは、具体的に例をあげて申しますれば、たとえば懲戒免職になった公務員が、その懲戒免職を無効なりとして地位確認の訴訟を起こします。この場合には、抗告訴訟をしてでなしに、公共団体なりあるいは國なりを当事者として、地位確認の訴訟を起こします。この場合には、抗告訴訟としてでなしだ

す。○濱本政府委員 今のが実例で申し上げますのは、憲政處分をした行政官厅でござりますが、当事者たる行政官厅でござります。○松井(誠)委員 当事者訴訟に限らなければ、憲政處分をした行政官厅でござります。

○濱本政府委員 今あがれましたような場合、やはり税務官厅は関係行政官厅になるかと思います。それから先ほどあげました実例で申し上げますれば、私、上級、下級といふことだけを申し上げたのであります。だから先ほどあげました実例で申し上げますれば、私は、上級、下級といふことだけを申し上げたのであります。だから先ほどあげました実例で申し上げますれば、私は、上級、下級といふことだけを申し上げたのであります。だから先ほどあげました実例で申し上げますれば、私は、上級、下級といふことだけを申し上げたのであります。だから先ほどあげました実例で申し上げますれば、私は、上級、下級といふことだけを申し上げたのであります。だから先ほどあげました実例で申し上げますれば、私は、上級、下級といふことだけを申し上げたのであります。

○松井(誠)委員 そうしますと、たとえば税務署なら税務署もその判断に違反をする

場合に、すなわち執行を停止された場合に、公共の福音がそこなわれるというのに承服することができない、それで公共の福音が侵されるといふ場合においては、見解が、どうしても行政官厅としてこれに承服することができない、それで公共の福音が侵されるといふ場合のみ使おう、こういうのであります。

○阿部委員 御説明を承りましてはあるはずであります。にもかかわらず、なつかつ行政権の、すなわち総理大臣の関与を許さなければならぬほど重要な、重大な、それが私たちは容易に理解しがたいのであります。その点、法務大臣におかれていかにお考えになつておるか承りたいと思ひます。

○植木国務大臣 どうも私の説明がまづいため御了解をいただきにくのかもしれませんが、私は第一に御理解願いたいと思いますことは、この総理大臣の異議といふものはめったに行使すべきではない、なるべく行使しない建前でおるので。伝家の宝刀的なものであるといふことで、まずわれわれもそのつもりでこの条文を運用して参りたい、こう思つておるのであります。従つて、いろいろな行政処分を行なわれ、また裁判所によつて執行の停止が行なわれた場合には、何でも、事案の軽

重といふものを考えて、政府、行政官厅が都合の悪いときには、すぐこの条文を運用していこうといふうにおどり願いますと、何か裁判権に不当な拘束と申しますか、影響力を与える、あるいは干渉を加えるといふうにおどりになるかもしませんが、そうでない場合はあり得るかといふふうに私は思うのであります。

○阿部委員 御説明を承りましてはあるはずであります。にもかかわらず、なつかつ行政権の、すなわち総理大臣の関与を許さなければならぬほど重要な、重大な、それが私たちは容易に理解しがたいのであります。その点、法務大臣におかれていかにお考えになつておるか承りたいと思ひます。

○濱本政府委員 先ほどの、中断いたしました松井委員の御質疑に対してお答え申し上げたいと思います。

当事者訴訟と申しますのは、具体的に例をあげて申しますれば、たとえば憲政免職になった公務員が、その憲政免職を無効なりとして地位確認の訴訟を起こします。この場合には、抗告訴訟をしてでなしに、公共団体なりあるいは國なりを当事者として、地位確認の訴訟を起こします。この場合には、抗告訴訟としてでなしに、

○濱本政府委員 今のが実例で申し上げますのは、憲政處分をした行政官厅でござりますが、当事者たる行政官厅でござります。○松井(誠)委員 当事者訴訟に限らなければ、憲政處分をした行政官厅でござります。

○濱本政府委員 今のが実例で申し上げますのは、憲政處分をした行政官厅でござりますが、当事者たる行政官厅でござります。○松井(誠)委員 そうしますと、たとえば税務署なら税務署もその判断に違反をする

ような行政処分はできない、そういうふうに解釈していいわけですね。

それから、たとえば行政庁が行政処分を取り消された場合に、同じ行政処分をもう一度やるということはできないんだろうと思いますけれども、そのできないというのはどういう規定に基づくのか、この拘束力に基づくのか、あるいは既判力の効力として、この規定がなくてもそれは当然にそうなるものなのか、そういうことはどうなんですか。

○済本政府委員 御設例の場合の関係者は、やはり拘束力の結果起きた関係であると考えるのであります。

○松井(誠)委員 第三十二条の第三者に対して拘束力を有するという規定ですけれども、たとえば農地の買収処分なら買収処分が取り消され、もうすでに売り渡しが終わっているときには、その売り渡しのものの効力もなくなるわけでしょうけれども、そのときすでに売り渡しを受けておる人が売り渡しを取り消される。また、その買収処分が無効だということでもとの所有者に返ったということを否認をして、すでに売り渡しを受けた人が、その農地を引き渡せ、あるいはその所有権の確認を求める訴えを起すときは、三十二条との関係はどういうことになるのですか。

○済本政府委員 御設例の場合を三十二条との関係で御説明申し上げますれば、その場合、売り渡しを受けた者は買収が無効であるという形能力、効力は受けるのでありますから、それをなはかり渡しにより自分に所有権があるという前提で旧所有者に引き渡しなりあるいは登記を求めるということ

はできないことになると考えるのであります。

○松井(誠)委員 いろいろわからないことがあるので具体的にお尋ねしたいのですが、これもやはり例としてあげられている問題として、たとえば地方税なら地方税の課税についての条例が、憲法違反なら憲法違反で無効だとある理由で具体的な課税処分が取り消されるという場合、ほかの同じ原因による課税処分については、形成的効力が出てくるわけでしょうか。

○済本政府委員 御設例の場合で御説明申し上げますれば、その事件について第三者に効力が及ぶだけでありますから、同種の事件でありますからこの事件については何ら関することがないであります。

○松井(誠)委員 そろしますと、拘束力の問題として考えて、具体的なその課税処分を取り消さなければならないというのは当然出てくる。ところが、その取り消しの理由として、その根拠になつておる条例なら条例がかりに憲法違反だという認定があるとする。そして、例の農地の買収の問題にしましても、そういう取消訴訟といふものは取得期間の経過でありますと、課税処分一般を取り消すといふのはこの拘束力の範囲ではないわけでありますか。

○済本政府委員 今御設例の場合で申し上げますれば、他の課税処分についてはそろいつた効力は持たぬわけでございます。

○松井(誠)委員 この三十二条には形成的な効力の問題を書いてあって、既判力については全然触れてないわけですが、その場合、売り渡しを受けた者は買取が無効であるといふふうに考へておるが、これは必要じやないのだ。しかし買取計画の無効確認といふのは、この法律によつてもやはり無効確認の訴訟としてやらなければならぬのだといふことを書いてあります。この説明をもう少し詳しくしていただきたいと思います。

○済本政府委員 この買取計画の無効確認の訴訟について考えてみますと、この場合には、現在の法律関係に引き直した訴訟というものが考えられるが、また許可申請に対する却下処分につきましても、やはり同じことが言えます。今まで、あなたの言われる理論といふことで、あなたの言われる理論といふこと

まして「民事訴訟の例による」ことになると考えております。

○松井(誠)委員 効力の問題について一つ訴訟の類型の問題についてちょっと尋ねをいたしたいと思うのです。これで一番問題になりますのは、やはり無効確認訴訟の要件を非常にしほつたとすることがありますけれども、提起理由の説明によりますと、今まで一般的に認められておつた無効確認訴訟といふものは、理論的にもあるいは実際的にもその必要がないのだという御説明でありますけれども、理論的な問題は別といたしまして、実際的に必要な事件については何ら関することがないであります。

○松井(誠)委員 そろしますと、拘束力の問題として考えて、具体的なその課税処分を取り消さなければならぬといふのは当然出てくる。ところが、その取り消しの理由として、その根拠になつておる条例なら条例がかりに憲法違反だといふ認定があるとする。そして、例の農地の買収の問題にしましても、そういう取消訴訟といふものは取得期間の経過でありますと、課税処分一般を取り消すといふのはこの拘束力の範囲ではないわけでありますか。

○済本政府委員 私どもが無効確認訴訟と言いますものは、現行法のもとににおいて、一般的の民訴と異なつた形の無効確認訴訟といふものは認めらるべきものではないと実は考へておつたのであります。現在でも考へておるのではあります。ありますから、それが無効であるという以上は、現在の法律関係としての訴訟で争つていくべきものでありますと、おつしやる通りむしろ現行法でそういうものが認められておつたのが、無効確認訴訟を非理論的に、理論を無視して乱用されておつたものでありますと私ども考へるのであります。そして、そろいつた場合に、その訴訟によって利益を受ける者がみずから費用を負担するのは当然であるといふふうに考へておるのであります。

○松井(誠)委員 しかし、今言われた理論といふものも、必ずしも唯一絶対的ではありません。つまり県が一切裁判の費用も出してくれ、やつてくれる。ところが、普通の民事訴訟として当然被告の立場、あるいは原告の立場に立たなければならぬ。従つて、今までいわば官費でしょか。

で裁判ができたものが、今度は自分自身が費用の点でも矢面に立たなければならぬ。そういう意味では、これはなるほど理論的には無効確認といふのはあります。

○松井(誠)委員 効力の問題について一つ訴訟の類型の問題についてちょっと尋ねをいたしたいと思うのです。これで一番問題になりますのは、やはり無効確認訴訟の要件を非常にしほつたとすることがありますけれども、提起理由の説明によりますと、今まで一般的に認められておつた無効確認訴訟といふものは、理論的にもあるいは実際的にもその必要がないのだという御説明でありますけれども、理論的な問題は別といたしまして、実際的に必要な事件については何ら関することがないであります。

○松井(誠)委員 私どもが無効確認訴訟と言いますものは、現行法のもとににおいて、一般的の民訴と異なつた形の無効確認訴訟といふものは認めらるべきものではないと実は考へておつたのであります。現在でも考へておるのではあります。ありますから、それが無効であるという以上は、現在の法律関係としての訴訟で争つていくべきものでありますと、おつしやる通りむしろ現行法でそういうものが認められておつたのが、無効確認訴訟を非理論的に、理論を無視して乱用されておつたものでありますと私ども考へるのであります。そして、そろいつた場合に、その訴訟によって利益を受ける者がみずから費用を負担するのは当然であるといふふうに考へておるのであります。

○松井(誠)委員 しかし、今言われた理論といふものも、必ずしも唯一絶対的ではありません。つまり県が一切裁判の費用も出してくれ、やつてくれる。ところが、普通の民事訴訟として当然被告の立場に立たなければならぬ。従つて、今までいわば官費

とで筋を通すことが必ずしもいか悪いか、訴訟の制度といふもの、立法の政策といふものは、必ずしもそういう

説明は、学校の教科書を書かれる場合なら別ですよ。しかし訴訟制度をどう論的であつたから当然なんだという御説明は、なぜなら私はないと思うのであります。そういう意味で、非理政策といふものは、必ずしもそういう

とで筋を通すことが必ずしもいか悪いか、訴訟法学説そのもののにつとつてやらなければならぬことは私はないと思ふから言えれば、あるいはその通りかもしれませんけれども、その理屈を推し進めていくと、今言つたように、今まで無効確認といふものを広く認めてくれたおかげで受けたおつた人たちの恩恵が失われる、そういうことも御考慮に入れた上でのことかどうか、その点をお伺いしたい。

そこでこの無効確認訴訟の提案理由の中で、ちょっと私わからぬ点があるのですけれども、それは無効等の確認を求める訴えが、ほかの訴訟では目撃を達することができないような場合には、これを認めるのだと、いふことであります。現行法でそういふものが失われる、そういうことも御考慮に入れた上でのことかどうか、その点をお伺いしたい。

○済本政府委員 私どもが無効確認訴訟と言いますものは、現行法のもとににおいて、一般的の民訴と異なつた形の無効確認訴訟といふものは認めらるべきものではないと実は考へておつたのであります。現在でも考へておるのではあります。ありますから、それが無効であるという以上は、現在の法律関係としての訴訟で争つていくべきものでありますと、おつしやる通りむしろ現行法でそういうものが認められておつたのが、無効確認訴訟を非理論的に、理論を無視して乱用されておつたものでありますと私ども考へるのであります。そして、そろいつた場合に、その訴訟によって利益を受ける者がみずから費用を負担するのは当然であるといふふうに考へておるのであります。

○松井(誠)委員 しかし、今言われた理論といふものも、必ずしも唯一絶対的ではありません。つまり県が一切裁判の費用も出してくれ、やつてくれる。ところが、普通の民事訴訟として当然被告の立場に立たなければならぬ。従つて、今までいわば官費

外にはないのでありますし、しかも訴えべき理由があると考へられる場合に当たるのであります。

○松井(誠)委員 単にその計画を立てたばかりでは権利関係の変動がないから買収処分無効等の場合とは違うの

だ、こういうときに、買収計画が立てられてそれが無効だといったときに、その次に手続が進行をしていく、その進行を防ぐために、たとえば買収処分の差し止めの訴訟、そういうものは、無効確認の訴訟の問題とは別ですけれども、この法律ではどのように取り扱うつもりなんでしょうか。

○済本政府委員 そういつた訴訟が許されるか許されないかということは、実は本法にはうたつておりません。公

権力の行使に関する不服の訴えとして、第三条にあげておりますもの以外に当たりますものが、本法には触れておりませんから、それが許されるかどうかということは、将来の健全な判例の発展に待つといつもりでおるのであります。

○松井(誠)委員 そうしますと、そのようにこの法律に書いてないいろいろな訴訟、それは当然出てくると思いますけれども、そういうものが、この執行停止の規定の準用があるかないかと

いことは、やはりこの法律の規定そのものからは出でてこないわけでありま

すけれども、それはどのように解釈をすべきなんですか。

○済本政府委員 今の御設例の場合について申し上げますれば、買収計画の無効確認訴訟を起こして、そして執行停止を求めるべきであります。当然買収計画の発展段階として買収処分が行なわれようとしております場合には、その買収処

分を防ぎ得る効果は、執行停止の効力として出でてくるわけであります。

ただいまの説明、少し補充したいと思ひますが、法文上の根拠をあげます

れば、第三十八条の三項、無効確認訴

訟に執行停止の規定が準用されておりますから、従いまして、買収計画の無

効確認の訴訟を起こして執行停止を求めて、執行停止があれば、これによつて買収計画の発展段階として考えられ

る買収処分が停止されるという形になるわけであります。

○松井(誠)委員 私がお尋ねしたのは、ここに書いてある無効等確認の訴えならば適用の規定がありますけれども、たとえば差し止め訴訟なら差し止め訴訟を起こす。もしそれがこの法律で許されるということになりますと、

その差し止め訴訟そのものには、執行停止の規定が準用があるかないかといふことは書いてない。従つて、そのよ

うな点についてはどのように考えるべきのか、こういうことなんですね。

○済本政府委員 本法のとつておきま

す建前としましましては、一応三条に示しておりますよくな、一般的に現

在の段階で考えられておる学説なり判例なりにおいて固まつております形の類型の抗告訴訟だけをあげております

ので、今おっしゃるような、本法が取

り上げております類型以外の類型の訴訟については規定を欠いておるといふことになります。従つて、将来の健全

な判例の発展を待つと私が申し上げま

したのは、さよくな、本法を健全に解釈して、相応の規

定が適用になるという解釈によつて判例が作られるのじやないかと思うわけ

です。

○松井(誠)委員 そうすると、繰り返しますけれども、いろいろな訴訟が出てきます。それがたとえば、その本質において、抗告訴訟なりあるいは無効確認の訴訟なりに準すべき性格のものであるとすれば、執行停止の規定も準用さ

るべきものなんだ、こういうように一概的には考えてよろしいわけですね。

○済本政府委員 全くその通りでござります。

○松井(誠)委員 このあと訴願前置に関連をする整理法の関係その他お尋ねしたいのですけれども、時間がおそらくなりましたので、きょうはこれで終わらなければなりません。

○阿部委員 関連して、一言局長さんにお尋ねしますが、行政訴訟における執行停止の申請に対し停止決定があつた場合、今資料をいただいたのであるが、今おわかりだたらお答え願いたい。

○済本政府委員 私の知る限りにおきましては、執行停止事件そのものにつ

いて口頭弁論が開かれたといふ事例

はあるが、今おわかりだたらお答え願

うことについては、慎重に検討すること

で許されるということになりますと、

その差し止め訴訟そのものには、執行

停止の規定が適用があるかないかといふことは書いてない。従つて、そのよ

うな点についてはどのように考えるべきのか、こういうことなんですね。

○済本政府委員 本法のとつておきま

す建前としましましては、一応三条に示しておりますよくな、一般的に現

在の段階で考えられておる学説なり判

例なりにおいて固まつております形の類型の抗告訴訟だけをあげております

ので、今おっしゃるような、本法が取

り上げております類型以外の類型の訴

訟については規定を欠いておるといふことになります。従つて、将来の健全な判例の発展を待つと私が申し上げましたのは、さよくな、本法を健全に解釈して、相応の規定が適用になるという解釈によつて判例が作られるのじやないかと思うわけ

調べいただきたいと思います。

○済本政府委員 私の今答弁しましたのは全くの記憶に基づいて申し上げてお

りますので、資料を求める所までお

は、できる限り資料は提供したいと思

います。

○坪野委員 関連。その点局長、私も

ずいぶん行政事件をやっての自分の狭い経験だけですが、口頭弁論を開いてやつたかどうかの記憶は、ちょっと今まで

やつたかの記憶は、ちょっと今まで

急な話で、ないのですが、大体裁判所は、執行停止を出すべきかどうかとい

うことについては、慎重に検討するこ

とは実事です。また一方で口頭弁論を開いて今行政訴訟をやつています。

○阿部委員 関連して、一言局長さんにお尋ねしますが、行政訴訟における執行停止の申請に対して停止決定があつた場合、今資料をいただいたのであるが、今おわかりだたらお答え願いたい。

○済本政府委員 私の知る限りにおき

ましては、執行停止事件そのものにつ

いて口頭弁論が開かれたといふ事例

はあるが、今おわかりだたらお答え願

うことについては、慎重に検討すること

で許されるということになりますと、

その差し止め訴訟そのものには、執行

停止の規定が適用があるかないかといふことは書いてない。従つて、そのよ

うな点についてはどのように考えるべきかわめてまれであると私は思います。今阿部委員のお尋ねに対して、もう一度お尋ねしますが、執行停止事件そのものについては、口頭弁論を聞いて異議が出てくるのです。あるいはもう一度お尋ねしますが、実は私の知りたいことがあります。みな書面手続で決定がされておる状態であります。調べてみないとわからないのですが、今の阿部委員のお尋ねに対して、もう少しお調べいただきたいと思います。

○松井(誠)委員 今の執行停止の資料

が出て却下になつたか、私、ちょっとと調べてみないとわからないのですが、

裁判所が開かずに決定した場合も

ありますし、開いた場合、開いて異議が出て却下になつたか、私、ちょっとと

調べてみないとわからないのですが、

今の阿部委員のお尋ねに対して、もう

少しお調べいただきたいと思います。

○松井(誠)委員 今の執行停止の資料

が出て却下になつたか、私、ちょっとと

調べてみないとわからないのですが、

けれども、行政協定、今地協定と言

いますか、それに基づく特別措置法関係のものを取り出していただきたい。

○阿部委員 それは正確でしょうか。

○済本政府委員 全然ないといふふうに御理解願うと、ちょっとと誤解を生ずるかもしませんが、私がちょっと記憶がないくらい少ないようあります。

いると思うのですが、その点一つお

すから、特別措置法に基づくものの執行停止が一体幾らであつたかといふことを、やはり独立にこの表の中に表わすようにしていただきたいと思います。これは今までいいです

が、できないことはないと思いますけれども、どうでしょ。

○済本政府委員 松井委員から前回御要求がありました後、私どもできる限り努めたのでありますけれども、資料としましてはこれしか今は出てこない、はたしておつしやるようなものがありますかどうか、今まで私どもの探査としましてはこれで出てこないといふところでは、ないのでございません。

○阿部委員 今執行停止事件についてのところについては、慎重に検討するところについては、慎重に検討するところでは、ないのですが、たとえば差し止め訴訟なら差し止め訴訟を起こす。もしそれがこの法律で許されるということになりますと、

その差し止め訴訟そのものには、執行停止の規定が適用があるかないかといふことは書いてない。従つて、そのよ

うな点についてはどのように考えるべきかわめてまれであると私は思います。

○河本委員長 本会議散会後直ちに再開して質疑を続行することとし、これにて休憩いたします。

○志賀(義)委員 行政事件訴訟法案の質問に入ります前に、一言法務大臣に

伺いたいことがあります。

この法案は、だいぶ長いこと法制審

議会にかけられておつたのであります

午後三時二分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○志賀(義)委員 行政事件訴訟法案の質疑を続行いたします。志賀義雄君。

午後一時一分休憩

が、その期間はどれくらいだったでございましょう、きまるまでに。

○植木國務大臣 昭和三十年か三十一年のころからと思ひますから、約六年間ばかり時日を費やしております。

○志賀(義)委員 大いぶ長いことおやりになつたわけあります、法務大臣は、先日坪野委員の質問に答えて、法制審議会が難航した、あるいは調整に相当ひまをとりましたと言つておられました。濱本証務局長も、法制審議会は実際に長い期間にわたり、また広い資料、各方面の意見を徴したと言つておられるのですが、さらに法制審議会では少數意見もあつたということになりました。

ところで、この委員会は、それほど長い間かけ、そして少數意見もあつたにもかかわらず、答申案しか資料として出されておりません。これはまさに不親切と言わなければなりません。かつて刑法の一部改正審議の際には、膨大な審議会の速記録が提出され、本委員会でその速記録を活用して私も質問して、小野委員長から、そこまで見て下さるとは感謝にたえないといふことを言われたことがあります。ところが、今度はそれが出ていないのです。どうですか、そんなに長い間かかるものなら、私どもも十分そういうものを検討してからなければいけないのですが、今度はどういう意味で少數意見もあつたといふことを言つておられたことから、調査に力をいたのであります、御承知の通り、そういうふうに難航した、調整にかかるのが、今までのものと違つたからです。だから、ほんとうに親切な方法として考へるなります。だから、ほんとうに親切な方法として考へるなります。

○志賀(義)委員 刑法の一部改正のときも相当膨大なものだったのです。それで見るだけでも私どももずいぶん努力したのであります、御承知の通り、その準備がこの国会に間に合わなかつたという点もござります。だから、ほんとうに親切な方法として考へるなります。だから、ほんとうに親切な方法として考へるなります。

○志賀(義)委員 刑法の一部改正のときも相当膨大なものだったのです。それで見るだけでも私どももずいぶん努力したのであります、御承知の通り、その準備がこの国会に間に合わなかつたという点もござります。だから、ほんとうに親切な方法として考へるなります。だから、ほんとうに親切な方法として考へるなります。

○志賀(義)委員 刑法の一部改正のときも相当膨大なものだったのです。それで見るだけでも私どももずいぶん努力したのであります、御承知の通り、その準備がこの国会に間に合わなかつたという点もござります。だから、ほんとうに親切な方法として考へるなります。だから、ほんとうに親切な方法として考へるなります。

○志賀(義)委員 刑法の一部改正のときも相当膨大なものだったのです。それで見るだけでも私どももずいぶん努力したのであります、御承知の通り、その準備がこの国会に間に合わなかつたという点もござります。だから、ほんとうに親切な方法として考へるなります。だから、ほんとうに親切な方法として考へるなります。

○植木國務大臣 仰せの通り、相當長期間にわたつて詳細に、また広範囲に

か。何も隠さなければならぬことはないでしょ。何か悪いことでもしているのですか。

○植木國務大臣 これを今提出するがためには、新たに印刷をしなければなりませんし、せつかくわれわれといもありますし、せつかくわれわれといいます。しかしながら、何しろあまりにも膨大になるから、

いろいろとその間の資料等もあること

はあるのでござります。しかししながら、

いたしましては、現段階において最善の案を考えますので、こうした案を一日も早く国会に提案し、一日も早く国

民の権利の伸張に資したい、かような

考え方で御審議をお願いしているわけであります。

○志賀(義)委員 これが本委員会にか

かたたのは二月の初めでしたか、今までの審議に法制審議会で六年間もかかっているのだから、相当われわれと

しても綿密に調べなければならない

ことでやつてきておるわけです。法務大臣の方で、これはいい案と思つた

から、審議の経過のことは知らなくて

あります。ただいまおつしゃつたこと

言え、こうしたことになりますと、植木さん、まずいですよ。今後のこと

は、どうも私、了承できません。今後

法務省ではこういふことはやらないで

いたたきたいと思いますね。こういふことこそ官僚的なんで、法務省でいい

ことだけであつたら、これを国会へ出すのだ、

これだけであつたら、これに付けてお

ません。ちゃんとここには資料として

くるのであります。憲法第八十一条には御承知の通り「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」といふふうになつております。この条項を考

えると、どうもこの法案の考え方方がさか立ちしているのではないか、こういふふうに考へるのではあります。そして

おきたいのです。遺憾に思います。

○志賀(義)委員 質疑に入りますが、今回提出された行政事件訴訟法は、行政不服審査法と

並んで、行政事件、行政行為についての法体系を新たにこしらえようとする

ものですが、問題は、まず現行憲法の

もとで行政事件をどういうふうに見、

またどう考へているかということなの

であります。提案理由には、行政事件訴訟の特質といふように書いてあります

が、この特質とは一体何をさされる

のか、その点をお伺いしたいと思いま

すが、提案理由、先日読み上げました

ものにありましたね。

○志賀(義)委員 提案理由にはこう書

いてあります。解釈上幾多の疑義があ

る、また行政事件訴訟の特質及び各種

行政法規との関連についての考慮が十分でないうらみがある、何分にもそ

うの際であったから、その運用の面においても幾多の困難があるとも書い

てあります。そこで、これらの障害を取り除き、一般法を作るといふふうになつておられます。これを見ますと、明らかに政府行政権の行使の利益を中心据

えがありましたが、何分にも行政事件といふものは單に国民個人々々同士の間の私益の問題ではございませんで、事柄一々が行政に関するものでござりますので、一つ一つの事件が直接直ちに公共の福祉に影響するところが重大なのであります。もちろん、行政事件訴訟法案あるいは現行法におきましても、国民の権利の伸張、保護に關する制度でありますから、それがゆえに全部が全部職権である、公共の福祉であ

うしろにする、第二義的に考えるといふことでないことはもちろんのであります。事柄が行政に関する訴訟でありますから、訴訟とは言いましても、訴訟即個人の権利の伸張、擁護と申しましても、おのずから公共の福祉との間に調整をはからなければならぬの間であります。そこで今志賀委員御指摘のよきな職権主義とか、あるいは公共の福徳を考えてのことがしばしば現われて参りますけれども、本法案におきましては、管轄を広げたり、あるいは訴願前置という点を抑制しております。あるいはまたもろの行政法規ではきわめて短い出訴期間にしておりますのを、本法では最小限度三ヶ月といふようにいたしました。諸般の点でその間の調整をはかつております。また、本法を正当に御解釈願いますならば、必ずしも私どもは、公共の福祉の名のもとに国民個人の権利を抑圧するといふつもりはないのです。されば、本法を正当に御解釈願いますならば、決してさような非難は受けることはないと言ふに信じております。

○志賀(義)委員 では数字をあげま

しょう。現実に日本ではどういう状態

か考えますと、第一審で年間わずか千件です。西ドイツでは一つたが違つて、大量五万件になつております。年

間數十万、三十万もあるといふ状況も

あります。諸外国の進んだところに比べる

と、こりやふうに行政事件訴訟に関す

る事件は非常に少ない。これは一体

うふうには私ども考えておりません。

御承知のように、旧憲法の時分におき

ましては、行政事件訴訟と申しますの

は、理論的にはいわゆる訴訟じやござ

いませんので、行政機関である特殊

行政裁判所に、しかも出訴事項が限ら

れただけしか訴えができなかつた

も、それ以上に、行政行為に対する國民のかまえに問題があるのでない。この一千件といふことが、他の数字と比較してその権利行使の状況がどうであるか。この行政事件訴訟法案を作られるにあたつて、そういう点も十分配慮してやられたのか。あなたは、別に圧迫するようなことはないと言われておりますが、現実にこういう状態がある以上——あとでまた聞きますが、こういう法案を新たに出すにあつて六ヶ月を三ヶ月に縮めたという

でしょう。一体どこにどう持つていついかわらないでまとまるするよな國民がまだ多いのですから、そういうものは少くなるようなることになつてしまふ。これでは困る。そういう点の配慮はおありになるのか。國民

の実情を組み入れ、一千件にすぎないというような状態を組み入れてこの法案をお作りになつたかどうか、その点を伺いたい。

○濱本政府委員 現実の行政事件訴訟の數字的な統計、これはきわめて概数であります。今志賀委員のおつしやられた通りでありますと私も承知いたしておられます。しかしながら、これが現行法なり、あるいはまだ進んで今度の法

案が法律になつた後ににおける法律が悪化した後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあります。この法案の条文についてそれを伺いますと、第八条、この法案のたゞ書きを法案

八条は、この法案のたゞ書きを法規成立前に法文化しておりますね。國税通則法第八十六条、第八十七条、第八十

八条、このたゞ書きは「法律に当該処理せられぬのであります。もちろん本法に向いているといふうには私は考

えておらぬのであります。もちろん本法を決して本法がそれで抑圧する方向にござりますから、できるだけ國民の権利の伸張と擁護をやすくする

よう心がまえは絶えず持つておつしりでござります。

○志賀(義)委員 心がまえでいけないのが、法文の中に他の法律と関連して出てくるのです。それはほかでもあります。國税通則法に関連することであつて、国税通則法をあげましたが、そのほ

うときは、この限りでない。」こう書いてあります。このたゞ書きの、法律に云々とありますが、私は今例として國税通則法をあげましたが、そのほ

うかにどういう法律がございましょか。これを一つおつしやつていただきたいと思います。

○濱本政府委員 行政事件訴訟の出訴に訴願を前置することを条件とする

か、あるいは全然そういう制限をくずして並行主義と言いますか、直ちに出

すしも定説を見ておらぬところであります。なるほど、現行憲法では、行政事件については二本立、並列的、事件訴訟をも普通司法裁判所に統一的に出訴し得るようになつてはおるのでありますけれども、やはりその憲法自

身が、司法裁判所が唯一の裁判所でなければならぬといふうには規定され

ておらぬのであります。つまり國家行政の都合を競走的に救済しなければならないと考

ます。なるほど、現行憲法では、行政事件訴訟をも普通司法裁判所に統一的に出訴し得るようになつてはおるのでありますけれども、やはりその憲法自

身が、司法裁判所が唯一の裁判所でなければならぬといふうには規定され

ておらぬのでありますけれども、やはりその憲法自

身が、司法裁判所が唯一の裁判所でなければならぬといふうには規定され

ておらぬのでありますけれども、やはりその憲法自

う關係法律の整理等に關する法律案に  
おきましても、この私が御説明申し上  
げました逐条説明の十一ページに掲げ  
ておるのであります。これを數えま  
すと五十二カ条になるかと思うのであ  
りますが、そういう法律規定に基づく  
処分については、今言つた三つの基準  
に当たるものとしてこれを例外的に訴  
願前置を条件とするにいたしたの  
であります。一々条文をあげるとおっ  
しゃいますれば、またあげますが、大  
体十一ページのところにあげてあると  
ころで一応御承知を願えるのではない  
かと考えております。

○志賀(義)委員 今のあなたの御説明  
では、審議会でも云々と言われた。そ  
ういうことであるから、ここにお出し  
なさいと言ふのですよ。審議会で言つ  
たからといつても、ここでその審議会  
の書類を出されなければ、われわれは  
わからぬでしよう。さつそくあなた  
は、私がさつき請求したこと�이か  
に必要かといふことを、あなたの自身が  
証明して下さるのだから。結局、この  
第八条は、表面は民主的な原則をとつ  
たように見えますけれども、この原則  
が法案成立以前にたな上げされてし  
めで、ただし書きが原則になつてしま  
うようになります。この法案が、行政事件  
について国民の基本的権利と行政権と  
の關係で、行政優位、國家行政権が独  
裁的にあるまわるという本質がここと  
いふようにわかれわれはおそれるのです。  
政府が民主的な原則と銘を打つたから  
には、これをどの程度守つつもりなの  
か。対象法律何名までを原則とするつ  
もりなのか、これをどう保障するの  
か、そういう点がただいまの説明でも  
私どもはつきりしないのです。そういう  
点を法務大臣、所管の方としてどう  
いうふうにお考えでござりますか。

○植木国務大臣 従来の訴願を前置し

てやる制度になつておりましたもの  
うちで、相当数を今回は整理いたしま  
した。そして訴願前置をどうしてもそ  
の性質上必要とする、ただいま政府委  
員の説明になりました三つばかりの分  
類による法律については、これはその  
ままで引き続いて前置主義を繼續してい  
る方針をとつておるわけであ  
ります。

○志賀(義)委員

どうもおつしやること  
が、一向保障があるとはわれわれは  
考へられないのですがね。

次に問題を進めますが、第二十七条

の、問題の内閣総理大臣の異議の点で

す。これは先日多くの参考人がらも非

難を浴びておるのです。特に東京地

方裁判所判事の白石健三氏は、法廷国

家、民主主義国家では考えられないこ

とだとまで言つて非難しているのであ  
ります。これは申すまでもなく憲法第  
八一条、第七十六条第三項に対する  
挑戦ではなかろうかと私どもは考へ  
る。これが砂川事件のときには、この  
余文の発動をするべきではないと考  
えておりますので、きわめてまれな事  
例に属するだらうと思ひます。そのため  
ときの備えとしてやはりこうした条文  
があつて、そらして現在の裁判所の執  
行停止といふものが行なわれます場  
合、比較的簡単な手続で、言いかえれ  
ば陳明に基づいて決定するとか、ある  
いは口頭弁論を経ないで済むこともで  
きるとかいったような手続でできる孰  
か停止については、それが公の福祉  
に大きな影響を及ぼすおそれがあると  
思われます場合には、やはりこの二十  
七条のような備えが必要である。こう  
考へて提案をしておるようなる次第であ  
ります。

○志賀(義)委員 私がこの点を特に指  
摘しますのは、あなたのおつしやった

の問題もある、それから台湾の問題も  
あります。いろいろ御答弁もありま  
す。従つて、そうした場合において

は、むしろ両者間のいわゆる調整をと  
る、行政権と司法権との間の調整がこ  
の条文によつて行なわれる。一つの緩  
衝——緩衝という言葉はおかしいです  
が、両者間の調整的役割を果たす規定

になる、かように考へるのでございま  
す。

○志賀(義)委員 次に、第三十一条の

いわゆる事情判決の問題であります  
が、われわれから見ると、これはまことに驚くべき条文で、つまり、処分な  
んかが違法であるけれども、公の利  
益、公共の福祉のために、それに関  
する請求を棄却するというのですが、

○植木国務大臣 二十七条の規定にあ  
ります。内閣総理大臣の異議の問題に  
対する抵抗が強いときに、必ずこの  
憲法が破壊されるという結果になるの  
が、これが公の福祉に重大な影響を及ぼ  
す。従いまして、そのために行政秩序があ  
りません。従いまして、それはその通りであります。  
○志賀(義)委員 この最悪の場合にお  
きまして総理大臣が異議を申し立てた  
場合に、それを結果的に見ますと、仰  
せのように、行政権が裁判権に干渉す  
る、それに優位を得るようにあるでは  
ないか、それはその通りであります。  
○植木国務大臣 こうした場合にお  
きまして、よつてもつてこの異議条項  
の発動につきましては、真にやむを得  
ない、公共の福祉に重大な影響を及ぼ  
す。従いまして、そのため行政秩序があ  
りません。従いまして、そのために行政  
秩序が公の福祉に重大な影響を及ぼ  
す。従つて、そらして現在の裁判所の執  
行停止といふものが行なわれます場  
合、比較的簡単な手続で、言いかえれ  
ば陳明に基づいて決定するとか、ある  
いは口頭弁論を経ないで済むこともで  
きるとかいったような手続でできる孰  
か停止については、それが公の福祉  
に大きな影響を及ぼすおそれがあると  
思われます場合には、やはりこの二十  
七条のような備えが必要である。こう  
考へて提案をしておるようなる次第であ  
ります。

○志賀(義)委員 私がこの点を特に指  
摘しますのは、あなたのおつしやった  
の問題もある、それから台湾の問題も  
あります。いろいろ御答弁もありま  
す。従つて、そうした場合において  
は、むしろ両者間のいわゆる調整をと  
る、行政権と司法権との間の調整がこ  
の条文によつて行なわれる。一つの緩  
衝——緩衝という言葉はおかしいです  
が、両者間の調整的役割を果たす規定  
になる、かように考へるのでございま  
す。

○志賀(義)委員 次に、第三十一条の  
いわゆる事情判決の問題であります  
が、われわれから見ると、これはまことに驚くべき条文で、つまり、処分な  
んかが違法であるけれども、公の利  
益、公共の福祉のために、それに関  
する請求を棄却するというのですが、



を棄却する。こういうのでありますから、やはり先ほど来私が申し上げますような意味の、いわゆる個人の権利に對して、どうしても公益を優先させなければならぬというような特別の事情がある場合のみ、この条文によつて處理して參りたい。こういう提案の趣旨でござります。

○志賀(義)委員 これはもうよほどの場合であつて、特別の場合とおっしゃるのだけれども、私たゞは、その特別の場合といふものはどういうものであるかを、今までずっと自分たちが身をもつて経験してきた者なんです。公共の福祉といふことを掲げることによつて、以前ならば國体といふようなことでござました。今は公共の福祉とか、同じような意味に使われるのです。それで、そういうことを私たゞは實際自分の経験で痛切にわかつておりますから、あなたは、よほどこれは特別なことではないことをやるのじやないのだとおっしゃつても、これが一たびいろいろな条件が重なり合つと、きわめて当然のこととして不当なことが行なわれると、いう結果になる。こんなものが通つたら、おそらく将来の史家は、この法律に対して国会はどういう判断をしたのだろう、こう言うにきまつております。そのときになつて、戦争は負けたんだ、おれたちのやつたのは悪かつたんだと言つてみたところが、そこで与えた國民に対する重大な損害、権利の侵害といふものは、回復すべき道もないのです。それで、この三十一条は、行政事件から事實上國民をシャットアウトするところまで立ち至る、こういうふうに私は申しておかなければなりません。

そこで法務大臣は、特別の場合といふことで、今のような状態でそんなばかりなことが考えられるか、こういうふうにお考へでしようが、あなたが大蔵省におられたときに、日本はとんでもないところまで戦争でいったでしょ。治安維持法といふものは、ごく一部の人間にしか適用されないものだ。こういうふうに言われておつた。しかし、これが全國民を戦争にかり立てるための鉄のむちになつてしまつたのです。ですから特別の場合といふことでも、この環境の中で、今の条件の中でも考えられるようなるふうにはいかなない。特にお考へになつたことも、こういうことが法文に明記されますと、それが自体が非常に重大な國民の権利を侵害する。こういう結果になるのであります。このことについて私はきわめて危険であると申し上げる。これについて法務大臣は、先ほどやめる意思はないのかといふことをお聞きいたしました

非常に關係があるから、私たゞは非常に心配しておりますが、農民が出訴しななればならないような事態が出てくらうにお考へでしようが、あなたが大蔵省におられたときに、日本はとんでもないところまで戦争でいたでしょ。治安維持法といふものは、ごく一部の人間にしか適用されないものだ。こういうふうに言われておつた。しかしながら、これが全國民を戦争にかり立てるための鉄のむちになつてしまつたのです。ですから特別の場合といふことでも、この環境の中で、今の条件の中でも考えられるようなるふうにはいかなない。特にお考へになつたことも、こういうことが法文に明記されますと、それが自体が非常に重大な國民の権利を侵害する。こういう結果になるのであります。このことについて私はきわめて危険であると申し上げる。これについて法務大臣は、先ほどやめる意思はないのかといふことをお聞きいたしました

○植木国務大臣 政府といつしましては、この三十一條の規定について、これの輕々しい運営が裁判所當局によつてなされるとも思ひませんし、また個人の利益に対して公益が優先し、公共の福祉が優先していくといふことの必要さも十分に考えられますので、この点は原案を変更する意思はございません。○志賀(義)委員 次は第十四條の出訴期間のこととあります。簡単に申しましよう。六ヶ月を三ヶ月にしてしまふことになつております。これ

は後に申しますが、今自民党から旧地主の補償を出しておられることと将来に国家が相手なのでありますから、國民に印象づけて、間違いないように期し方があむしろいいのではないかと私は考えたのであります。自信を持つて言つておられるわけではないのであります。

そこで法務大臣は、特別の場合といふことで、今のような状態でそんなばかりなことが考えられるか、こういうふうにお考へでしようが、農民が出訴しななればならないような事態が出てくらうにお考へでしようが、あなたが大蔵省におられたときに、日本はとんでもないところまで戦争でいたでしょ。治安維持法といふものは、ごく一部の人間にしか適用されないものだ。こういうふうに言われておつた。しかしながら、これが全國民を戦争にかり立てるための鉄のむちになつてしまつたのです。ですから特別の場合といふことでも、この環境の中で、今の条件の中でも考えられるようなるふうにはいかなない。特にお考へになつたことも、こういうことが法文に明記されますと、それが自体が非常に重大な國民の権利を侵害する。こういう結果になるのであります。このことについて私はきわめて危険であると申し上げる。これについて法務大臣は、先ほどやめる意思はないのかといふことをお聞きいたしました

○植木国務大臣 政府といつしましては、この三十一條の規定について、これの輕々しい運営が裁判所當局によつてなされるとも思ひませんし、また個人の利益に対して公益が優先し、公共の福祉が優先していくといふことの必要さも十分に考えられますので、この点は原案を変更する意思はございません。○志賀(義)委員 次は第十四條の出訴期間のこととあります。簡単に申しましよう。六ヶ月を三ヶ月にしてしまふことになつております。これ

は後に申しますが、今自民党から旧地主の補償を出しておられることと将来に国家が相手なのでありますから、國民に印象づけて、間違いないように期し方があむしろいいのではないかと私は考えたのであります。

○植木國務大臣 この問題につきましては、なるほど仰せになりましたようない御意見の方もあることは承知いたしておりますが、この条文全体にわたつてはもちろんのこと、この問題につきましても法制審議会の議を十分経て、多数の皆様の御賛成も得るところができます。その上においての条文でありますし、また政府といたしましても、こうした場合やはり必要である、こうした制度を存しておくことが必要であるといふ建前で採用しておるのでございまして、まだ政府といたしましても、こうした場合やはり必要である、こうした制度を存しておくことが必要であると、この点、志賀委員には御意見を異にせられるかもしれません、こままでひ成立させていただきたい、

○志賀(義)委員 私だけがこれについて不満なのではないのです。現職の判事がこれほど痛切に言つておられるところもあわせて考えなければならぬ。かように申すのであります。私が言いたいことは、猪俣判事も言つてゐる所によると、現に農地改革に關係して問題が起つており、これから広く起ころうとしていることに関連するからであります。最近の新聞にも出でております通り、自民党と政府によつて二十億円の金が旧地主に贈られる。そうして、自民党の中には、これでは足りないといふので、総額二千八百億円の交付金を出そ、こういうふうになつております。私が綱島君に聞いたときにありました、最近の新聞によりますと、総額二千八百億円の交付金といふことであります。こういうことが問題になつて、しかも自民党の中でも二百名以上の賛成署名があるとき、この行政事件訴訟法案が法律として成立し

ますと、どういうことになるか。農地の現所有者に対する所有権不存在確認の訴え、あるいは旧地主の所有権確認の訴え、つまり、旧小作人を相手に旧地主が訴訟を提起することができる道を開くことになるのではないか。こういう場合に、今までほ、その不当について政府に対しても現在の農地所有者、農家がやることができるのが、この法律ができますと、この条項によりますと、それがだめになつてしまふのではなか。私のおそれのは、必ず全国的に小作人相手の旧地主の訴訟が続出するであろうということです。それがいやなら二千八百億円出せ、あるいはもつと出せ、こうしたことになるのは、私ども、もう火を見るよりも明らかだと思うであります。そういう点の御心配は法務大臣はないおつしゃるのでしようか、どうでしようか。

○植木國務大臣 ただいまの御質問については、考へみたことがございません。従つて今直ちに——「応仮定の御議論」でありますし、ただいまお答えすることは差し控えます。

○志賀(義)委員 もうこういうことはございません。従つて今直ちに——「応仮定の御議論」でありますし、ただいまお答えすることは差し控えます。

○志賀(義)委員 もうこういうことはございません。従つて今直ちに——「応仮定の御議論」でありますし、ただいまお答えすることは差し控えます。

○植木國務大臣 お答えすることはございません。従つて今直ちに——「応仮定の御議論」でありますし、ただいまお答えすることは差し控えます。

○志賀(義)委員 もうこういうことはございません。従つて今直ちに——「応仮定の御議論」でありますし、ただいまお答えすることは差し控えます。

○植木國務大臣 お答えすることはございません。従つて今直ちに——「応仮定の御議論」でありますし、ただいまお答えすることは差し控えます。

○志賀(義)委員 もうこういうことはございません。従つて今直ちに——「応仮定の御議論」でありますし、ただいまお答えすることは差し控えます。

○植木國務大臣 お答えすることはございません。従つて今直ちに——「応仮定の御議論」でありますし、ただいまお答えすることは差し控えます。

○志賀(義)委員 私は、なぜこの行政事件訴訟法案についてこんなことを伺うかと申しますと、若干沖縄なんかにありますから、いやが上にも念を入れて審査をして参りたい、かよろに考えております。

○志賀(義)委員 私は、なぜこの行政事件訴訟法案についてこんなことを伺うかと申しますと、若干沖縄なんかにありますから、いやが上にも念を入れて審査をして参りたい、かよろに考えております。

○植木國務大臣 お答えすることはございません。従つて、この法務省としての原案を作成する段階に入ったわけでございます。従つて、この法務省としての原案作成にどれくらいの日数を要するかわかりませんが、その間におきましては、すでに一般に公表もいたしておりますし、各方面からの意

御発問の憲法十五条と本法との関係は、ちょっと理解しかねるのですが、もう少し御説明いただけませんか。

○志賀(義)委員 この行政事件訴訟法案が成立しますと、裁判所までが内閣総理大臣の異議のなにによってそれが認められる。そして判決の主文に申し立ての通り違法であるということは認められけれども、しかしながら、違法であるということについての請求は棄却するということになりますと、これは行政官の方が不適に権限を持つことになる。悪いことはわかっちゃいるけれども、がまんしろということを裁判所までが押しつけてくるということになると、国民が非常に不当な不利益をこうむる。そういう場合に対抗し得るものとして、そういう不當な公務員に對してこれを罷免させるということについての保障を生かす措置をお考えになりましたか。審議会で問題になつたか、あるいは法務省でそういうことを考えられたか、このことをお尋ねしているわけです。

○渕本政府委員 御質問の点私は正確に理解しているかどうかわからないのですが、三十一条の特別事情による請求棄却の判決あるいは二十七条の總理大臣の異議といふものが、無制限にこの法律規定の要件を無視して、あらゆる行政訴訟に働きかけるのだということになりますと、御指摘のような弊害はある。これはもちろん当然なことなのでありますか、それではありますから、三十一条にいたしましても、あるいは「十七条にいたしましても、なるほど、抽象的だというおしかりは受けれるおそれはあるかもしませんが、きわめて嚴重な要件を課しておるのであ

りまして、御指摘のような結果が起きるものとは私ども実は想像だもいたしませんでした。また、法制審議会の審議の段階でも、さような心配を持った方は少しもなかつたということを御報告申し上げておきたいと思います。

○志賀(義)委員 あなた方がお考えになつただけで事が足りないから、國の建前として法務委員会にかけられるんです。法務委員会には私のような者も出ております。いいですか、あなた方がそういうことは万が一ないということですが、現にこの前の戦争で起つたじやありませんか。そのとき監獄で私らがそういうことを言つたら何と言われたか。監獄では氣違いのことを癪病と言います。こんなばかな戦争を始めて一体どうするつもりだ、結局負けるのですよ、ばかなことをしなさんなどいうのが私たちの意見だった。これが癪病だというのです。どうやら癪病だったが、七年前に証明されているでしょう。だから、こういうものを法務委員会にかけたら、私のような人間もいるのだから、あなた方の想像しなかつたような意見が出てくるのはあたります。そういうようなもので、もう一度考え方をあわせてみてこそ、人間としてまつとある法律を作ることにもなるのですよ。だから私はあえて発言するのだ。そういう意味で、この法案はきわめて危険なものであるということです。私は終わることにいたします。

○河本委員長 次会は明二十日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

法務委員会文教委員会連合審査会議 録第一号中正誤		法務委員会文教委員会連合審査会議 録第一号中正誤
ペシ 段	行 誤	正
一九五	ハ 切めて	初め
一九六	天 アップ・アップ	バック・バック
一九七	玉 提示	指示
一九八	四 穴弁	冗弁
一九九	三 そ う い よ う	そ う い よ う
二〇〇	四 な	う な
二〇一	五 そ れ か ら	そ れ か ら
二〇二	六 元 受ぬ	受けぬ
二〇三	七 出たばかり	出たばかり
二〇四	八 は この	は こ の
二〇五	九 そ う 学 生	そ う 学 生
二〇六	十 そ の 学 生	そ の 学 生
二〇七	十一 学 校 側	学 校 側
二〇八	十二 は こ の	は こ の
二〇九	十三 そ の 学 生	そ の 学 生
二一〇	十四 处 分	處 分
二一一	十五 处 分 ら	處 分 を
二一二	十六 未 行	未 行
二一三	十七 学 生 が	学 生 の
二一四	十八 日 本 文 化	日本 文 科

法務委員会再審制度調査小委員会議  
録第一号中正誤

法務委員会再審制度調査小委員会議 録第一号中正誤		法務委員会再審制度調査小委員会議 録第一号中正誤
ペシ 段	行 誤	正
二一五	二二 六 事 実 及 び 又 セ は 証 摑	事 実 及 び 証 撃
二一六	二三 ト。この單「この單位」 タク 三 位	以下別行
二一七	二四 〇 こればこと タク 二 に とに	これはまことに
二一八	二五 三 さ ら れ た か ハ そ の 前 審	されながら
二一九	二六 三 と い つ て 前 審 と	といつて